

会議録

会議の名称	令和6年度第1回新城市市民自治会議
開催日時	令和6年5月31日（金）午後6時30分から
開催場所	新城市役所4階会議室
会議の次第	<ol style="list-style-type: none">1 委嘱状交付2 市長あいさつ3 自己紹介4 会長・副会長選出5 諮問書交付6 報告<ol style="list-style-type: none">(1) 市民参加調査結果について(2) 令和5年度の答申への対応状況について7 議題<ol style="list-style-type: none">(1) 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会について8 その他<ol style="list-style-type: none">(1) 今後の会議日程について
出席委員	斉藤徹史会長、前澤このみ副会長、藤田秀雄委員、楠芳高委員、澤田みどり委員、山本青空委員、菅沼大輝委員、丸山幸治委員、清水良文委員、生田智美委員、中谷昌美委員
欠席委員	滝川多嘉子委員、浅井架那子委員

1 委嘱状交付

新たに就任した委員を代表して斉藤徹史委員に委嘱状を交付した。

2 市長あいさつ

皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、本年度第1回目の新城市市民自治会議に御参加いただき誠にありがとうございます。

さて、この市民自治会議は、平成25年から施行しております新城市自治基本条例に基づく会議であります。

これまでの市民自治会議では、新城市自治基本条例の運用上の成果と課題についてなど、条例にまつわるさまざまな諮問をさせていただき、その答申に基づき検討した結果、行政側の業務に関する市民参加手続きガイドラインを作成するに至ったり、条例の見直しを行ったりしてまいりました。自治基本条例及び市民が主役のまちづくりの理念が、市全体に広がる一躍を担っていただけているものと理解し感謝申し上げます。

また、昨年度は、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会について諮問しましたところ、討論会が公平かつ公正に、円滑に行われるようさまざまな御提案をいただきました。

このあと諮問させていただきますが、今年度の諮問内容は、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会の開催予定日、開催予定場所及び説明会についてとなります。来年の令和7年度が市長選挙の年となりますので、その実施に向けて、令和7年の年明け頃から公開政策討論会実行委員会を組織し、動き始めるような体制になろうかと思えます。

昨年度末に答申でいただきました内容について、規則や要綱に見直しが必要な部分は見直しをしながら、前回の公開政策討論会の反省点・課題等を踏まえ、討論会及び実行委員会がより充実したものになるよう、皆様にご検討していただきたくお願いするものであります。

会長となられる方には、御多忙のところ大変恐縮でありますけれども、この会議をリードしていただきまして答申までこぎつけていただきますように、そして各委員の皆様方にはそれぞれ御多忙で時間のやりくりも大変かと思えますけれども、健康第一でくれぐれも御自愛いただきながら、委員みなさまのそれぞれのお立場からの視点で活発な意見交換をお願いし、市民自治会議を始めるに当たりましてのお礼とお願いのあいさつとさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

3 自己紹介

今年度1回目であるため、名簿順に自己紹介を行った。

4 会長・副会長選出

会長には、推薦により斉藤徹史委員が選任され、会長の指名により前澤このみ委

員が副会長に選任された。その後、会長からあいさつがされた。

○ 会長あいさつ

改めまして、この度市民自治会議の会長をさせていただきます斉藤でございます。
先ほども申し上げましたが、行政学を研究しておりますので、そういった専門的な知見をもとに、また、公平かつ公正な立場からいろいろと議論させていただければと思います。皆様方の意見を是非頂戴いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

5 諮問書交付

市長から斉藤会長に諮問書が交付された。

6 報告

(1) 市民参加調査結果について

新城市市民参加手続きガイドラインに基づき、市が実施した市民参加調査結果について御報告させていただきます。

その前に、新規委員の皆様もお見えですので、新城市市民参加手続きガイドライン策定の背景等について、簡単ではありますが御説明いたします。

新城市自治基本条例第4条には、市民主役、参加協働、情報共有というまちづくりの基本になります3原則があります。市民が主役となり、参加協働していくためには情報共有が必要です。行政は、いろいろな計画などを策定する際に、あらゆる段階でタイムリーな情報を市民へ提供していかなければなりません。そのような中、過去に市が事業を実施していくにあたり、市民へ情報の提供を行っていないと判断される事案があり、自治基本条例の「情報共有」に反しているという内容で、市民から市民自治会議会長宛に要望書が提出されました。

令和4年度の市民自治会議の答申において、新城市自治基本条例及びその理念が、必ずしも市職員に浸透しているわけではなく、市民に関わる施策のうち、一部の施策においては、市民への情報共有が不十分であるものがあり、自治基本条例がうまく活用されていない事例もあるとされました。

こういった状況の中、令和4年度に、自治基本条例に基づく市民参加機会の確保などについて、市としてどう進めていくか、課長職を中心に検討を進めました。その結果、市民参加について、基本とすべきルールや基準がなく、市民参加の手続は各部署においてバラツキがあるということから、職員が、市民の参加の機会を確保し、また、適切かつ速やかな情報の共有を行えるよう、市の内部規定として、基準となるガイドラインを作成することとなり、令和4年12月にこの新城市市民参加手続きガイドラインを制定しました。タイトルにもある、「市民参加手続き」というのは、市の様々な行政活動に関して、市民の意見を伺い、その意見を施策に反映するために用いる市民参加の手法及びその順序をいいます。

ガイドラインの4ページを御覧ください。ここに示す6項目は、原則、市民参加を取り入れなければならないものを規定しています。6つの項目の境界や程度を一律に定めることは困難なため、各部署において、概ねこのような事業に該当すると思われるものについて、市民参加を実施することとします。また、この6つの事業に該当しない実施予定事業等でも、各部署の判断により、市民参加を実施することや広く情報を積極的に市民に提供するよう努めています。

6つの項目の内容は、①市の基本的な政策を定める計画等の策定または改定。②市の基本的な制度を定める条例の制定または改廃。③広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例の制定または改廃、制度の導入または改廃。④市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定または改廃。⑤大規模な公共施設の設置に関わる基本計画等の策定及び運営に関する方針の決定または変更。⑥その他、市が必要と認めるもので、4ページの下の方角の中にあるように、災害への緊急対応など緊急を要するものの4項目については、市民参加手続きを行わないこともあります。その際は、なぜ市民参加の手続きを行わなかったか理由を整理し、その政策等について意思決定後や事業実施の際は、情報発信していくことを記載しております。詳しくは、後程御確認ください。

このガイドラインでは、年に1回、市の施策について市民参加を取り入れているかの調査をすることとし、この調査の結果について、本日、一覧表で報告させていただきます。

「新城市市民参加手続きガイドラインに基づく市民参加調査一覧表」を御覧ください。4月から今月にかけて、市民自治推進課から庁内各課へ調査を行いました。

調査対象の事業としましては、令和5年度に実施した事業の実績及び令和6年度を含めて複数年度実施する事業で、市民参加を取り入れる予定の6項目事業、市民参加を取り入れない予定の6項目事業となっております。

調査項目は、「市民参加を取り入れる予定の6項目事業」については、市民参加手続きの方法、実施段階、実施目的及び内容、結果、実施時期、対象者で、「市民参加を取り入れない予定の6項目事業」については、市民参加の機会を設けなかった理由について調査を行いました。

令和5年度の調査結果として、「市民参加を取り入れる予定の6項目事業」については、14部署から60件の回答がありました。

令和6年度は、「市民参加を取り入れる予定の6項目事業」については、13部署から52件の回答がありました。また、「市民参加を取り入れない予定の6項目事業」については、どの部署からも回答がありませんでした。

この調査は昨年度から始まりましたので、今年度からは、その年の計画に加え、前年度の実施結果についても皆様に御報告させていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

つきましては、市民の市政参加をより効果的に行っていけるように、個別の事業または、市が行う事業全般の市民参加の手続きについて、より市民に参加してもらうためには、どうしたらいいか、どういう市民参加手続き、どういう工夫をすればより効果的か、市民自治会議の皆様にも市民目線で御確認いただき、御意見をいただきたいと思っています。

また、御意見をいただいたものについては、全庁へ共有し、その後の市民参加の機会の確保に生かしていきたいと思っております。

なお、今回の調査については、昨年に続き2回目の調査になります。各部署の調査に関する認識の差は、まだまだございますが、昨年度10月の提言を受け、改善の余地があることも分かりましたので、それについては改善し、調査に反映しています。

調査票については、整い次第後日郵送いたしますので、その際に御確認いただけたらと思います。

また、市民参加ガイドラインにより、職員の意識にも変化が見られています。この制度により、各課のあらゆる事業において市民参加のあり方を再確認しています。令和5年度に実施しました「第12回市民まちづくり集会」では、こども園の再編について、担当課がまちづくり集会実行委員会にテーマの提案を持ちかけ、開催に至りました。これまでは、実行委員会が考えるテーマで集会を開催することが常でしたが、この調査（ガイドライン策定）が影響しているのではないかと判断しています。

さらに市民参加手続きを実施後の各部署の評価も結果報告に入れていきたいと考えております。

事務局からは、以上です。

《質疑応答》

会長	後ほど、資料等が送付されてきますので各委員におかれては、御自宅で市民参加の調査結果について御確認いただけたらと思います。次回の会議で意見交換を行い、最終的に10月頃に市長へ提言できるようにしたいと考えています。
委員	まず質問なんですけど、令和6年度実施事業一覧表というものがあります。これは今後追加していくことになるのでしょうか。自治振興事務所のものが多くて、あとの課は数課ということですが、このあたりはどのようになりますか。
事務局	令和6年度分は、見込も含めて提出していただいておりますので、基本的には今後増える可能性は十分にあります。
委員	その都度追加されるということで、理解しました。

(2) 令和5年度の答申への対応状況について

昨年度は、「新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会について」という内容で諮問しましたところ、討論会が公平かつ公正に、円滑に行われるようさまざまな御提案をいただきました。

例えば、市長任期満了時に行う討論会と、市長が欠け、又は退職した場合に行う討論会についての内容に関する事項や、タイトなスケジュールの中で行う事務負担についてなどです。

それらを始めとしたさまざまな事項につきましては、規則や要綱に見直しが必要な部分は見直しをして、年明け頃から始まる公開政策討論会実行委員会の円滑な運用が図られるように調整してまいりたいと考えています。

事務局からは、以上です。

《質疑応答》

委員	条例の改正はしないのでしたっけ。
事務局	<p>昨年度の答申を受けまして、ただいま内容を事務局の方で精査させていただいております。順番でいきますと、この6月議会で上程していくのが本来だとは思いますが、もう一度中身を精査し、今の段階では6月議会での上程は見送るような状況となっております。</p> <p>ただ、条例改正だけでなく、規則、要綱も変えていかなければいけない内容がありましたので、先にそちらを変更していく段階にあると考えています。</p>
委員	<p>確か去年、条例を改正することで話をしたと思うんですね。6月ではできないということであれば、次ということですが、要綱や規則については市長部局でやるものですので、それに準じてくるというようなことで理解しました。</p>

7 議題

(1) 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会について

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会について、諮問に至った経緯から説明させていただきます。

新城市では、市長選挙の立候補予定者の政策や考え、人となりについて市民に知っていただくことを目的に、令和2年度に全国で初めて公開政策討論会の実施が条例化されました。

そのため、令和3年度の市長選挙の際には、市が主体となって公開政策討論会を開催しました。開催にあたり、実行委員会が中心となって討論会の企画運営していただきました。コロナ禍での開催となり、無観客でYouTubeでの配信となりましたが、大きなアクシデントもなく無事に終えることができました。

しかし、討論会や実行委員会のあり方については、課題も残されており、令和3年度

の市民自治会議におきまして、公開政策討論会実行委員長から、課題等を御報告いただいております。

今回の任期満了による市長選挙は令和7年度を予定しており、今年度から、公開政策討論会の実施に係る準備を始めるため、市民自治会議において、昨年度整理していただいた内容を基に、より充実した公開政策討論会に向けて、開催予定日、開催予定場所、及び説明会について協議していただきたいというものでございます。

続いて、概要について説明をさせていただきます。一つ目の基本原則です。公開政策討論会は、立候補予定者の市政に関する政策や、その政策を実現するための方策について、市民の理解を深めてもらうことを目的に行います。討論会に関わる全ての者は、公職選挙法に違反してはなりません。この討論会は、選挙の告示前に開催されるため、自身への投票を呼びかけるような行為など、選挙活動を行ってはなりません。討論会の名前が新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会となっているのはこのためです。立候補予定者は討論会に必ず出なければいけないわけではありません。討論会は公平かつ公正に行われる必要があります、市民の視点でわかりやすい内容及び方法で行わなければならないため、市民自治会議への諮問や実行委員会における企画運営が行われます。

二つ目です。開催予定日等の決定及び公表についてです。討論会の開催にあたりましては、開催予定日、開催予定場所、その他公開政策討論会の開催に関し必要な事項について、市民自治会議へ諮問しなければならないこととなっております。

三つ目、公平性及び公正性の確保です。討論会の手続き及び運営が公平かつ公正に行われるよう配慮しなければならないため、市民や学識経験者から成る新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会を設置します。

続いて四つ目、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会についてです。(1)の実行委員会の協力を得て行う事務といたしまして、実行委員会は討論会開催に係る企画運営を行っていただきます。実行委員会は決定機関ではありませんので、実行委員会の意見を聞いて、最終的には市が決定します。

続いて2ページの(2)の実行委員会の構成についてです。表のとおり、市民、学識経験を有する者など、15人以内で公募しまして、立候補予定者ごとに、3人以内で実行委員を推薦できます。

公募する市民、学識経験者15人のうち、10人程度は公開政策討論会の運営経験のある方や、市の審議会経験者などで構成する経験枠。その他の5人程を一般枠として公募します。

(3)公募委員の資格につきましては、こちらに記載されている者は公募委員となることができないとして、市内に在住し、在学し、又は在勤していない者。平成21年4月2日以降に生まれた者として、公募時点で高校生以上ということの意味をしています。市議会議員又は市の職員若しくは市の職員を退職した者であって当該退職の日の属する年度の翌年度を起算年度とし3年度を経過していない者。国又は他の地方公共団体の

議員又は職員。あとは、市民自治会議の委員は実行委員になれないとされています。

続いて、(4)選定の方法、審査委員会についてです。選定の方法としましては、実行委員会申込書を審査委員会が採点します。審査委員会は市民自治会議の委員5人で組織します。

続いて、令和3年度の公開政策討論会の状況・実績につきましてです。

(1)開催日時・場所・議題についてです。10月2日、7日、14日、いずれも午後7時から開催しております。無観客での実施となったため、ティーズやYouTubeによる視聴のみでした。各立候補予定者は決められた期限までに討論会への参加を申し込むと、討論会で討論したい議題を提出することができます。これを踏まえて議題について、実行委員会で話し合われます。今回は、資料のとおり議題で討論されました。

(3)新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会の実行委員会の構成につきましては、実行委員会の名簿につきましては、次ページに添付のとおりでした。内訳としまして、経験枠で7人、一般枠で2人、立候補予定者からの推薦枠で3人、合計12人で構成いたしました。

最後に4ページの(4)、開催までの流れについてです。名簿の次にあります横長の「公開政策討論会開催の流れ」を御覧ください。条例、規則等で公開政策討論会を開催する期間などが決められており、令和3年度をモデルに図にしたものでございます。

戻りまして4ページの下のところ、前回の討論会の動画が見られる Youtu の QRコードがあります。討論会を見たことがない委員さんがいらっしゃいましたら、こちらで御確認いただければと思います。

事務局からは以上です。

《質疑応答》

委員	<p>非常に難しい話なので、「選挙はまちづくり」という本があるんですね。買い求めていただかないといけないのですが、図書館にはあります。松下啓一さんが書かれた本なんですが、これを見ていただくと解説も載っていますし、この条例を作った経緯とかもわかりやすく載っていますので、是非お読みいただいて勉強していただくといいかなと思います。</p> <p>資料に公開討論会を主催するものとありますが、「主催」はこの字で良かったでしたっけ。「主宰」じゃなかったでしたっけ。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり「主宰」が正しいです。申し訳ございませんでした。</p>
委員	<p>今年初めて参加するので、初歩的というか基本的な質問になってしまうのですが、要はこの公開政策討論会についてを市民自治会議の議題としていくというのは、今までの流れがあって今回これに決まっているという流れでしょうか。いろいろなテーマがあって今回はこれに決まったということではないような説明であったので、そういう認識でよろしいですか。</p>

事務局	<p>大元となります自治基本条例というものがございます。その中の条文の中にこの公開政策討論会を行うという文言が謳われておりまして、この市民自治会議につきましては、自治基本条例の実効性を確認し合う場所だという意味でありますので、そういった意味で諮問させていただいています。</p>
委員	<p>この公開政策討論会、先ほどの市民参加手続きもそうなんですけど、僕も1年目の1回目もそうだったんですけど、たぶん聞いただけではちんぷんかんぷんで、訳が分からないうちに進んでいくとまた難しい言葉が出てきて、もう全くわからないということがほとんどだと思われるんです。</p> <p>何が言いたいかという、1回目は、これがあるからこの話題をするんだよ。これを話し合うんだよっていうことを簡潔におっしゃっていただくと入りがいいかなと思うんです。もちろん、対応だとか伝えなくてはならないことがあるかと思いますが、今回はこういうことに絞ってやっていきますってのを一言付けていただいたら、たぶん1年目、2年目、3年目の方も最初の入りがよくなり、どの話しをしているのかわかると思うので、そのあたりを配慮していただけたらと思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。十分に心かけてまいりたいと思います。</p> <p>今回の公開政策討論会につきましては、お手元に配付されています公開政策討論会条例の第1条にあるように、新城市自治基本条例の第14条の2第2項の規定に基づき定められており、市民自治会議自体が自治基本条例に設置根拠がある会議体でございますので、その自治基本条例に定められた内容についてみなさま方に議論していただき、より良い方法でまちづくりを進めていくというものでございます。その自治基本条例の中に市長選挙立候補予定者公開政策討論会を行うということになっておりますので、討論会の準備をするということになるかと思いますが。</p> <p>その際には、特に公平性とか公正性あるいは中立性が非常に重要になってきますので、先ほどの御説明にもありましたとおり市民自治会議のみなさま方は実行委員にはなれないんですが、それ以外にまた新たに公開政策討論会実行委員会を設置して別途議論して実行に向けて進めていくということになろうかと思いますが。ただ、スケジュール的なものはどうかというと、今日お配りいただいた資料の中に令和3年度公開政策討論会の流れというものがありますが、詳細についてはこれから決めていくということになっておりまして、実行委員が決まって実行委員会が進めていくという流れになるかと思いますが。</p>
会長	<p>それでは、今後の市民自治会議では、先ほど事務局から報告のあった市民参加調査結果につきまして、今年度の前半の10月頃までの会議で意見交換、そしてまとめをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>

	<p>また、先ほどお話しがあった公開政策討論会については、11月以降から討論会実施に向けて準備できる環境を整えて、開催予定日、開催予定場所、説明会についていろいろと議論いただいて、最終的に答申に繋げていけるように進めていきたいと思ひます。</p> <p>私も含めてなんですけど、今回初めての方がいらっしゃると思ひます。皆様方におかれましても、前回開催された討論会について、ホームページやYoutubeを是非御覧いただきまして、公開政策討論会がどういうものか具体的に理解いただければと思ひます。</p>
--	--

8 その他

(1) 今後の会議日程について

事務局	(途中で参加された山本委員に自己紹介を依頼)
事務局	<p>別紙でお配りした令和6年度市民自治会議年間スケジュールの案を御説明させていただきます。横長の用紙になります。第1回から答申まで書かれたものになりますけれども、先ほど委員からも御指摘がありましたとおり、事務局からの説明がわかりにくかったところもありますので、今後は始めにこういう内容で議論しますよということを説明しながら、皆さんにわかりやすいような形で進めていきたいと思ひます。併せて、第1回からの内容を御覧いただき、このような内容で進めていくということを御理解いただけたらと思ひます。</p> <p>先ほど、会長の方からも御説明をいただきました会議の前半部分につきましては、市民参加手続き調査の結果について委員の皆さんから御意見をいただきながら進めてまいりまして、その後11月頃からについては、公開政策討論会の関係を進めていくこととなります。</p> <p>今年度の市民自治会議への諮問に対する会議の進め方でございますが、おおよそ2ヶ月に1回のペースで進めていきたいと考えています。会議毎に次回会議までに委員の皆さんに考えていただきたいことを照会し、委員の皆さんに考えていただいた意見を次の会議で検討するような形で進めていきたいと考えています。</p> <p>次回の会議は、8月2日(金)午後6時30分から、ここ市役所4階会議室を予定しています。一部会場が変更することがあるかもしれませんが、その都度御案内しますので、御予定をお願いします。3回目以降につきましては、3回目を10月3日、提言を10月下旬という予定です。実行委員の審査会ということで、こちらもお願ひすることとなりますが、現在の予定では、11月18日から29日の間で行いますので、御予定いただけたらと思ひます。4回目を12月、5回目を2月、答申が3月下旬になります。</p>

会長	私の方から一つ、実行委員の審査会というのは参考までにどのようなものか教えていただけますでしょうか。
事務局	実行委員会につきましては、実行委員への申込書が提出されますので、書面審査をしていただくこととなります。委員の選定基準等につきましては、本日お配りした事務取扱要領や選定基準を御確認いただけたらと思います。
会長	念のため確認させていただきますが、第3回で実行委員会審査委員の選定をするとありますが、ここではまず審査委員を選定するということですね。その後に実行委員への申込みが出てきて、その候補者について審査委員会で選定するということですね。それが11月18日から29日の間で行われるということですね。それはどのように行いますか。
事務局	別途会議を開催するかなど、また改めて回答させていただきます。
会長	事前に準備いただいた内容については、以上となります。それでは、事務局に進行をお返しします。
事務局	本日の内容は、こちらからの説明ばかりで皆様方からなかなか御意見をいただく場面がなくて申し訳ございませんでした。第2回につきましては、市民参加調査結果を事前に送らせていただきまして、皆様から忌憚のない御意見をいただけたらと考えていますのでよろしくお願いいたします。 以上で本日の会議を終了させていただきます。

閉会